第５回農業委員会総会議事録

１．開催日時　　令和６年７月３１日（水）午後１時３０分から午後２時まで

２．開催場所　　妙高市役所　４階　４０２会議室

３．出席委員

農業委員（１７名）

会長	７番	霜鳥　勝範					
会長職務代理者	１３番	丸山　光浩					
委員	１番	内田　芳昭	２番	丸山　嘉之	３番	竹田　賢一
	４番	鹿島　幸一	５番	石川　道夫	６番	竹内　則孝
	８番	池上　裕子	９番	関原　正晴	１０番	生井　一広
	１１番	高橋　敏明	１２番	白石　英一	１４番	樗澤　忠信
	１５番	田地野　賢一	１６番	横尾　一弘	１７番	吉尾　正治

４．提出議題

報告第１３号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
報告第１４号　農地転用事実確認証明等報告について
報告第１５号　農地法第３条の３の規定による届出件数報告について
議案第２０号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２１号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について
議案第２２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について
議案第２３号　農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第２４号　農用地利用集積計画について
議案第２５号　妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について

５．職務のために出席した農業委員会事務局の職員

次長　大沢　光紀　　係長　　山口　修　　主事　　吉川　俊輝

６．会議の概要

次　長　　本日の出席委員を報告します。出席委員は、１７名です。
それでは、霜鳥会長、お願いします。

会　長　　皆さんお疲れ様です。
今月の上旬まで開催された第２回目の地域計画「協議の場」に多くの委員の皆さんから出席していただきありがとうございました。
第３回目の「協議の場」が、来月末くらいから予定しているようですが、引き続き委員の皆様方からも出席いただきますようよろしくお願いします。
本日は、総会後に「合同農地パトロール」も予定されておりますので、スムーズな議事進行にご協力をお願いいたします。
それでは早速会議を進めたいと思います。

議　長　　妙高市農業委員会会議規則第６条及び農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本会は成立しておりますので、第５回妙高市農業委員会総会を開会します。
最初に議事録署名委員を指名します。１０番の生井 一広委員、１１番の高橋 敏明委員よろしくお願いします。
本日の議題は、報告事項が３件、議案が６件です。公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。
まず、報告事項ですが、
報告第１３号　　農地法第１８条第６項の規定による通知について
報告第１４号　　農地転用事実確認証明等報告について
報告第１５号　　農地法第３条の３の規定による届出件数報告について
以上、報告事項３件について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　報告事項について説明します。

１ページ、報告第１３号　農地法第１８条第６項の規定による通知について、です。
６月に届出がありました合意解約は、１件です。
解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、売買を予定しており、来月以降、上程されるものです。

次に２ページ、報告第１４号　農地転用事実確認証明等報告について、です。
６月につきましては、法務局からの農地の転用の事実に関する照会が１件です。
内容についてですが、過去に５条の転用許可を受けましたが、地目変更の手続きを行わなかったものです。
以上、説明しました案件について、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認しております。
なお、結果について法務局へ報告しています。

次に３ページ、報告第１５号　農地法第３条の３の規定による届出件数報告について、です。
６月の届け出は、相続件数は１０件、新たなあっせん希望はありませんでした。

以上、報告案件について説明させていただきました。
よろしくお願いいたします。

事務局　　事務局の説明に対しまして、皆様から質問等がありましたらお願いします。

議　長　　無いようですので、報告事項３件は、ご了承いただきたいと思います。
　次に、議案第２０号　農地法第３条の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局　　議案第２０号　農地法第３条の規定による許可申請については、４ページをご覧ください。
　今月の許可申請は、５件です。

　１番・２番について、近隣同士での農地の交換となりますので、まとめて説明をさせていただきます。申請地は、大字飛田地内、１番は登記地目：畑が１筆、登記地積：４２㎡です。
　２番は登記地目：田が１筆、登記地積：２２㎡です。
　位置図は、資料№.３　１１ページをご覧ください。
　この２件の申請については、申請人は隣人同士ですが、それぞれがより自宅から遠い方の農地を所有しており、これを双方が交換する形をとり、利便性がよくなるよう、双方で協議したところ、このたび話がまとまりこれを機に贈与により譲受人に譲り渡すものです。

　３番については、申請地は、大字窪松原地内、登記地目：田が１筆、登記地積：２９０㎡です。
　位置図は、資料№.４　１２ページをご覧ください。
　申請地は、譲受人の所有する農地に隣接する農地であり、利便性の良いことから、譲受人と協議したところ、このたび話がまとまりこれを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

　４番については、申請地は、大字長森地内、登記地目：畑が２筆、登記地積：３１６㎡であります。
　位置図は、資料№.５　１３ページをご覧ください。
　申請地は、譲受人の自宅に隣接する農地であり、利便性の良いことから、譲受人と協議したところ、このたび話がまとまりこれを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

　５番については、申請地は、栗原四丁目地内、登記地目：田が３筆、登記地積：７８３㎡であります。
　位置図は、資料№.６　１４ページをご覧ください。
　申請地は、譲受人の自宅に隣接する農地であり、利便性の良いことから、譲受人と協議したところ、このたび話がまとまりこれを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。
　なお、当該譲受人は妙高市ではじめて農地を取得する新規就農者ということで、先般、職務代理、担当農業委員、農林課農政担当者、事務局員でヒアリングを実施したところです。
　ヒアリング終了後、出席委員と協議し、結論としては、継続的に耕作を行う意向が確認できることや、自宅隣接地で耕作管理しやすい状況になることを確認したことから、担当委員が耕作状況等を継続して見守りながら、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、出席委員では新規就農者として総会に議案を上程することで全員同意をいただいたものです。

　以上、５件ですが、いずれも農地法第３条第２項の不許可の項目に該当しないものと考えます。
　よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議　長　　続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委　員　　１番と２番について説明します。７月１９日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いします。

委　員　　３番について説明します。７月１６日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いします。

委　員　　４番について説明します。７月１９日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いします。

委　員　　５番について説明します。７月１８日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いします。

議　長　　それでは、議案第２０号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第２０号　農地法第３条の規定による許可申請について、を採決します。お諮りします。
本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

＜「異議なし」の声あり＞

ご異議なしと認めます。よって、議案第２０号は、許可することに決定しました。

次に、議案第２１号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について、を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局　　議案第２１号　農地法第４条第１項の規定による許可申請については、６ページをご覧ください。
今月の許可申請は、１件です。

１番です。申請地は、大字杉野沢地内、登記地目：畑が１筆、登記地積２２８㎡です。
位置図は、資料№.７　１５ページをご覧ください。
申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他２種に該当するものと思われます。
ただし、本案件は、追認案件であります。
申請者は、相続によって所有権を得た申請地について、登記状況等の調査をしたところ、農地のままであり、転用許可の手続きを取っていないことが判明したことから事務局に相談があり、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。
それを受け、住宅の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

（始末書）

事務局　本件については、整備時に申請があれば許可できる内容で、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、先代の自己所有地でのやむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

以上、１件ですが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議　長　続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委　員　１番について説明します。７月１８日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いします。

議　長　それでは、議案第２１号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第２１号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について、を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

＜「異議なし」の声あり＞

ご異議なしと認めます。よって、議案第２１号は、許可することに決定しました。

次に、議案第２２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局　議案第２２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請については、７ページをご覧ください。

今月の許可申請は、４件です。

１番です。

申請地は、大字飛田地内、登記地目：田が１筆、登記地積３２６㎡です。

位置図は、資料№３　１１ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他２種に該当するものと思われます。

譲受人は、申請地を売買により購入し、一般住宅の整備を希望しています。

２番です。

申請地は、大字田口地内、登記地目：畑が１筆、登記地積２４４㎡です。

位置図は、資料№８　１６ページをご覧ください。

事務局　　申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他２種に該当するものと思われます。
　譲受人は、申請地を売買により購入し、駐車場の整備を希望しています。

　３番です。
　申請地は、石塚町二丁目地内、登記地目：畑が２筆、登記地積２８４㎡です。
　位置図は、資料№9　１７ページをご覧ください。
　申請地は、都市計画法による用途地域　第１種住居地域に指定されていることから第３種農地です。
　譲受人は、申請地を売買により購入し、一般住宅の整備を希望しています。

　４番です。
　申請地は、猪野山地内、登記地目：畑が１筆、登記地積７９㎡です。
　位置図は、資料№１０　１８ページをご覧ください。
　申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他２種に該当するものと思われます。
　譲受人は、申請地を売買により購入し、駐車場の整備を希望しています。

　以上、４件ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。
　よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議　長　　続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委　員　　１番について説明します。７月１９日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いします。

委　員　　２番について説明します。７月１８日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いします。

委　員　　３番について説明します。７月１８日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いします。

委　員　　４番について説明します。７月１９日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いします。

議　長　　それでは、議案第２２号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

　無いようですので、これにて質疑を終わります。

　これより、議案第２２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について、を採決します。お諮りします。
　本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

＜「異議なし」の声あり＞

議　長　　ご異議なしと認めます。よって、議案第２２号は、許可することに決定しました。
次に、議案第２３号　農地法の適用を受けない事実確認願について、を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局　　議案第２３号　農地法の適用を受けない事実確認願については、８ページをご覧ください。
今月の確認願は、１件です。

申請地は、大字長沢及び長沢原地内、登記地目：田が１１筆で２，６４５㎡、畑が１４筆で１０，７５２．４１㎡です。
また、当該申請地は相当の山間に位置しているとみられ、字名から所在地を推察するほかなく、正確な位置は不明であることから、位置図はありません。資料№.１、９ページに地域のみ図示させていただきました。
申請地は、耕作放棄から相当の年月が経過しているとみられ、担当農業委員・推進委員に確認し、その立地から見て周囲とともに原野化し、現在に至っていることを確認しました。

以上ですが、申請農地については、現地の状況や周囲の環境を確認し、今後も農地としての活用が見込めないことから、調査地を非農地と判断し、農地法の適用を受けないことを確認して特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議　長　　続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委　員　　１番について説明します。７月１６日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いします。

議　長　　それでは、議案第２３号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第２３号　農地法の適用を受けない事実確認願について、を採決します。お諮りします。
本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

＜「異議なし」の声あり＞

ご異議なしと認めます。よって、議案第２３号は、許可することに決定しました。

次に、議案第２４号　農用地利用集積計画について、を上程します。
なお、議案第２４号のうち、４番については、農業委員会法第３１条の「議事参与の制限」にかかる案件です。最初に、４番を除く１番から３番までの３件を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局　　１９ページ、議案第２４号　農用地利用集積計画について、をご覧ください。
今月は、新規設定２件、再設定２件の合計４件です。

事務局　　１番と２番につきましては新規設定です。
契約内容は、１番は賃貸借、２番は使用貸借となっております。
なお、１番につきましては農地中間管理事業による貸し付けです。

続きまして、３番につきましては、再設定です。
契約内容は、賃貸借となっております。
再設定ですので、特に問題はないと思われます。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、議案第２４号のうち、１番から３番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第２４号　農用地利用集積計画について、のうち、１番から３番を採決します。お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

＜「異議なし」の声あり＞

ご異議なしと認めます。よって、議案第２４号のうち、１番から３番までは、市長に要請することに決定しました。

続きまして、同じく議案第２４号　農用地利用集積計画について、のうち、４番については、委員に関する案件であります。農業委員会法第３１条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員は退席をお願いします。

＜委員退席＞

議案第２４号　農用地利用集積計画について、のうち、４番を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局　　１９ページ４番につきましては、再設定です。
契約内容は、賃貸借となっております。
再設定ですので、特に問題はないと思われます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、議案第２４号のうち、４番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第２４号　農用地利用集積計画について、のうち、４番を採決します。お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

＜「異議なし」の声あり＞

議　長　　ご異議なしと認めます。よって、議案第２４号のうち、４番は、市長に要請することにしました。
　それでは、委員の退席を解除します。

＜委員復席＞

　次に、議案第２５号　妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局　　２０ページ、議案第２５号　妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、をお願いします。

　議案第２５号参考として資料をつけさせていただきましたが、本件は７月１０日付で妙高市長から意見を求められたものであります。
　内容につきましては、農業振興地域の区域の変更を行うものであり、変更内容については編入箇所の追加であります。
　これから市農林課の担当者から詳細について説明をいただきます。
　よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議　長　　続きまして農林課担当者の説明をお願いします。

農林課　　本件は、柳井田地区で予定されております県営ほ場整備事業において、和田土地改良区から新たに区域内に７筆編入したいということです。
　ほ場整備を行うにあたっては、区域内の農地を農振農用地にしないと事業実施出来ない法律上の規定があります。将来にわたって農地として優良な形として残していくためにも今回の編入については認めていきたいと考えております。

議　長　　それでは、議案第２５号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

　無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第２５号　妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおりとし「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

＜「異議なし」の声あり＞

　議案の審議は、全て終了しましたので、これにて第５回妙高市農業委員会総会を閉会します。

以　上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第３３条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長　　霜　鳥　　勝　範

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和６年８月３０日

議　　長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

妙高市農業委員会署名委員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

妙高市農業委員会署名委員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印